

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年2月まで

私は、昭和59年8月に、A市立病院に入院し同月末ごろ退院した時に、自宅に来たA市職員から国民年金保険料の未納期間があると言われたので、同年8月分は自宅で夫に納めてもらい、同年9月から60年2月までの分は自宅で2か月ごとに月末に集金人に納めた。

領収書は保管していないが、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付するとともに、夫の転勤のたびに国民年金の住所の変更手続を行っている上、第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間当時において、A市では、場合によっては同市職員が保険料の戸別収納をしていたと回答していることから、申立人の「保険料は自宅に集金に訪れたA市の集金人に2か月ごとに納めた。」との主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間の当初に、申立人の入退院があったものの、その入院期間は1か月に満たず、そのほかに申立人の生活状況に大きな変化は認められない上、A市では四半期ごとに、同市の記録に基づき、未納保険料の催告をしていたことが確認できることから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1248

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年4月まで

私の両親は、当時自営業をしており、私は長女で兄弟が多かったこともあり、高校卒業後は希望していた就職をあきらめ、家事や家業の手伝いをしていました。

このような事情から、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたことについて、私が結婚する際に初めて聞かされたことを記憶しているので、未納とされている申立期間の保険料納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付については、申立人の両親が行ったとして申立人自身は関与しておらず、その両親も既に死亡しているため保険料の納付状況が不明であるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初にその両親と連番で払い出されている上、その両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達月までの国民年金加入期間にいずれも未納期間が無く、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿には、「不在」「消除」と記録されており、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付事実が確認されなかったことから、不在決定後に被保険者台帳から消除されたものと推認できるところ、申立人と同時期に国民年金に加入し、申立人と同様に同台帳から消除された者の中には、消除後に納付事実が判明したことをうかがわせる不合理な納付記録が見受けられ、行政側の記録管理が必ずしも適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の資格喪失年月日は、申立人の結婚式と同日の昭和37年3月*日と記録されている上、申立人の入籍年月日は同年4月*日となっているが、申立人は、結婚する際に申立人の両親から「結婚までの期間の国民年金保険料は納付済みである。」旨の話を聞かされたことを明確に記憶しており、当時の申立人の家庭事情からみて、申立人が37年3月に結婚するまでの期間については、その両親が申立人の国民年金保険料を納付していたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から58年9月まで

私は、昭和52年5月に姉の勧めもあって国民年金に任意加入した。

夫の転勤で転居することは多かったが、転居の都度市役所等に出向き、住所変更などの手続を行って、国民年金保険料を欠かさず納付してきたことを記憶している。

年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かったが、年金制度には関心が高く、これまで保険料は欠かさず納付してきたと記憶しているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年5月に国民年金に任意加入以降、58年10月に国民年金被保険者資格喪失届を提出するまで、申立期間を除き、国民年金保険料を納付していることから、申立人の国民年金保険料に関する納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和56年7月から57年3月までの期間については、A市が保管する申立人に係る被保険者名簿に国民年金保険料の納付記録が見られないものの、同名簿によると、申立人は57年3月まで同市に居住していたこと、及び53年4月から56年6月までの保険料を3か月ごとに現年度納付していることが確認できる上、社会保険事務所には申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）が存在しないことから、当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和57年4月から58年9月までの期間については、転居の都度住所変更などの手続を行っていたと述べているところ、i) 申

立人の夫が勤務していた事業所から、その夫は57年4月1日にA支社からB支社に異動したと回答していること、ii) B市が保管する戸籍謄本から、申立人は同年4月2日にA市からB市に転籍届を提出していることが確認できることから、住民票の転入届も併せて行っていたことが推認できること、iii) 申立人が所有する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、B市において、58年10月1日に国民年金被保険者資格の喪失届を提出していることが確認でき、申立人は同資格喪失届を行った理由を「急にお金が必要となる事情が生じ、保険料を納付することができなくなったため。」と供述していることから、申立内容には矛盾が無く、信ぴょう性が認められる。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金保険料を月額4,000円から5,000円と供述しており、これは申立期間当時の月額保険料が4,500円から5,830円であったこととおおむね一致する。

その上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の夫の標準報酬月額は昭和53年10月1日から55年9月30日までが32万円、同年10月1日から56年9月30日までが38万円、同年10月1日から60年9月30日までが41万円と経済的に安定していることが確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料のみ納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と重複して国民年金保険料を前納していたために、当該期間の国民年金保険料を 2 回に分けて過誤納還付された記録となっているが、私は、還付通知書を受け取ったこと及び還付請求書を返送し入金先を知らせた記憶が無く、そのような事実があれば私の国民年金手帳に記録するなどしているはずである。

どのような方法で還付されたのか納得できないので、還付についての記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金保険料の領収書から、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるとともに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であることから、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）及び還付整理簿により、当該期間の保険料が還付決定されたことが確認できる。

しかしながら、当該還付整理簿において、還付請求書の通知日及び受理日の記載が無いこと、及び被保険者の住所について省略された記載であることが確認できることから、申立人に対して還付請求書が送付されなかった等、行政側の処理が適切に行われなかったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出されたと思われる昭和 44 年 10 月以降から国民年金加入期間の保険料はすべて前納しているとともに未納期間は無く、国民年金保険料の領収書をすべて保管していることから、申立人の国民年金に対する意識は高かったものと認められ、「還付通知を受け取っ

たことも、還付金の送金先を知らせた記憶も無く、還付金を受け取った場合は自分で国民年金手帳に記入するはずである。」とする申立人の主張は基本的に信用できると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

私は、昭和39年に夫と長男併せて3人で国民年金に加入したが、夫の判断により国民年金保険料を納めずにいたところ、翌年、役場から督促のはがきが届き、夫共々驚いて、さかのぼって納付できる期間の3人分の保険料を納付した。また、夫が60歳に到達する約1年前に、未納期間として残っている期間について、さかのぼって納付できる納付書が届き、夫婦の分を併せて約1万円納付したことを記憶しているが、夫だけが納付済みと記録されていることに納得できない。未納とされている申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿から、申立人の夫及び長男と共に3人連番で払い出されていることが確認でき、その長男が所持する国民年金手帳の発行日は、昭和39年12月8日となっていることからみて、申立人を含む3人の国民年金加入手続は、このころに行われたと同時に被保険者資格が36年4月1日までさかのぼって取得されたものと推認できる。

2 申立人及びその長男の国民年金保険料は、社会保険事務所に保管されている特殊台帳(マイクロフィルム)の記録から、昭和38年7月から40年3月までの期間について過年度納付を行っている形跡がうかがわれる。

また、申立人は、国民年金に加入したあと、i) 夫から「保険料を払うな」と言われ、保険料を払わないでいたこと、ii) その後、督促のはがきが届き、驚いて申立人自身、夫及び長男の併せて3人分の保険料をさかのぼって納付したことなどを記憶しているほか、申立人の長男が所持する国民年金手帳の

最初の検認印は、昭和40年8月30日と確認でき、申立人を含む3人が保険料の納付を開始したのはこのころと考えられ、申立期間については、時効が完成していたため、この時期には納付できなかったものと考えられる。

- 3 申立人は、その夫が60歳に到達する約1年前に、申立人及びその夫の未納保険料をさかのぼって納付できる納付書が届いたとしており、申立人の長男の供述を踏まえると、この時期は昭和45年の春ごろと考えられるほか、申立人には、申立期間のほかに未納が無かったことから、申立期間に係る納付書であったと考えられる。一方、第1回目の特例納付は45年7月から実施されていることから、同年春の時点では、本来、申立期間の保険料を納付することはできないが、申立人の夫は36年4月以降の保険料がすべて納付済みとなっている上、申立人の夫の特殊台帳は存在しないことから、申立期間に係る申立人の夫の保険料納付は特例納付によらずに行われたものと推認できる。

また、A町を管轄するB社会保険事務所では、第1回特例納付の実施直前の時期に、時効にかかわらず未納保険料の納付勧奨を行っていた実態が確認されており、申立人と同時期（昭和39年12月）に国民年金手帳記号番号の払出しを受けたA町在住者を調査したところ、昭和36年4月の時点までさかのぼって保険料が納付されている者が複数名確認できたが、いずれの者も特例納付の形跡が確認できる特殊台帳は保存されておらず、特例納付以外の過年度納付を行ったことがうかがえる。

- 4 これらのことから、昭和45年当時、申立人が40年8月の時点で時効により納付できなかった期間について、B社会保険事務所から納付勧奨を受けた可能性は否定できず、申立期間に係る二人分の過年度保険料の金額は、申立人が納付したとする金額とほぼ一致することから、第1回特例納付直前に申立人が申立人自身及びその夫の未納期間の保険料を併せて過年度納付したものと考えるのが自然である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成13年12月15日、資格喪失日が18年1月1日とされ、当該期間のうち、17年12月31日から18年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格喪失日を18年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月31日から18年1月1日まで
平成13年12月から17年12月末までA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
同社では事務手続を誤ったことを認めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主から提出された給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（訂正届出）により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る平成17年11月の社会保険庁のオンライン記録及び所得税源泉徴収簿における保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は証拠書類は無いものの申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めており、さらに、事業主は申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日を平成17年12月31日と誤って記載したことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日は昭和48年4月1日、資格喪失日は50年4月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年4月から同年9月までは6万8,000円、同年10月から同年12月までは7万2,000円、49年1月から同年6月までは8万6,000円、同年7月から同年12月までは10万4,000円、50年1月から同年3月までは12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から50年4月1日まで

A社で、昭和45年4月1日に採用され、61年9月30日まで継続して勤務していた。そのうち同社C事業所に勤務していた48年4月1日から50年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が欠落している。この期間も給与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が申立期間にA社及び同社C事業所において厚生年金保険に加入していた記録は確認できなかったが、社会保険事務所が保管するA社C事業所の厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人と同姓同名、かつ、同一生年月日で、厚生年金保険被保険者の資格を昭和48年4月1日に取得し、50年4月1日に喪失している記録が確認できたことから、申立人が当該事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立人から提出のあったB社企業年金基金の「年金給付裁定通知書」の写しによると、同基金の加入期間は昭和45年4月1日から平成19年4月1日までの37年となっており、当該期間において記録の欠落が無いことが確認できる。

さらに、B社健康保険組合から提出のあった「被保険者台帳及び健康保険被扶養者調書」の写しによると、申立人は昭和45年4月1日から61年9月30日まで継続して同健康保険組合の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社C事業所において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和48年4月1日に取得し、50年4月1日に喪失した旨の届出を、社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和48年4月から同年9月までは6万8,000円、同年10月から同年12月までは7万2,000円、49年1月から同年6月までは8万6,000円、同年7月から同年12月までは10万4,000円、50年1月から同年3月までは12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を、平成5年4月から同年9月までは26万円、同年10月は32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年4月1日まで
② 平成5年4月1日から同年11月1日まで

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、A社で厚生年金保険に加入したのは平成5年4月1日となっているが、3年4月1日から継続して勤務していたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額が13万4,000円、平成5年10月1日の定時決定時の標準報酬月額が26万円となっているが、これらの金額では少な過ぎると思うので、申立期間②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年9月までは26万円、同年10月は32万円と記録されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年11月1日の約1年3か月後の7年2月6日付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が5年4月から同年9月までは13万4,000円、同年10月は26万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、上記同僚 10 人のうち一人が当時の給与振込口座の通帳を保管しており、この同僚は、標準報酬月額を引き下げる旨の処理が行われている期間において、引き下げられる以前の標準報酬月額に相当する給与が支払われていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成 5 年 4 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月は 32 万円とすることが必要と認められる。

2 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間のうち平成 3 年 6 月 21 日から 5 年 10 月 31 日までの期間について、A 社において勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成 5 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、法務局の記録から同社は 14 年 12 月 3 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認することができない。

また、社会保険庁の記録から申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者で生存及び連絡先が判明した 12 人に照会したところ 6 人から回答があり、このうち 4 人が、申立人が当該事業所で勤務していたことを記憶していたが、当該 4 人からは当該事業所における申立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間①中の平成 3 年 4 月から 4 年 11 月までは、国民年金の第 3 号被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1303

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、59万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月1日から10年6月26日まで
申立期間はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが判明した。自分
は取締役B業務部長であったが、経営等には一切関与させてもらえなかった。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成10年7月1日から約1年後の11年7月16日付けで、申立期間の標準報酬月額が、さかのぼって20万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほか当該事業所の取締役一人も、同年6月16日付けで標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、申立期間においてはA社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「ある日、事業主から、『取締役にする。』と言われただけで、経営については全く関与しておらず、名前だけの役員であった。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年7月1日及びその5日前の同年6月26日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者9人に照会したところ、回答があった7人のうち一人が、「A社の経営や経理、社会保険事務など重要なことは、事業主、専務及び社会保険事務担当者の3人だけで行っており、他の者が口を出すことはできなかった。

申立人は、役員とは名ばかりの普通のB業務担当であった。」との申立人の供述を裏付ける供述を行っているほか、当該7人のうち他の4人も、「社会保険事務を管理、監督していたのは事業主である。」と供述しているなど、申立人が社会保険事務について関与していたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、申立人は、当該減額訂正の事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、59万円に訂正することが必要であると認められる。

北海道厚生年金 事案 1304

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から5年6月30日まで
社会保険事務所の職員から申立期間当時勤務していたA社の標準報酬月額が、17万円から8万円に引き下げられていることを知らされた。
当時、当該事業所から支給されていた給与は17万円であり、社会保険庁の記録は誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成5年6月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなった約1年6か月後の7年2月6日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（17万円）が、5年1月1日までさかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が3人確認できるが、これらの者はいずれも申立人と同じく、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された平成7年2月6日の時点では、申立人は別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が当該事業所における標準報酬月額について、さかのぼって減額訂正されることを承知していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る

有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から17万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年10月12日に、資格喪失日に係る記録を54年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を51年10月から52年7月まで、52年9月及び同年10月並びに53年8月から54年2月までは5万2,000円、52年8月は3万円、52年11月から53年6月までは5万6,000円、53年7月は3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月12日から54年3月11日まで
昭和51年10月にA社に入社し、54年3月まで勤務していたが、勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間の一部について、厚生年金保険料を控除された事実を確認できる給料支給内訳書を所持しているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主が保管する給料支給内訳書、事業主が保管する採用通知書及び退職願書により、申立人が昭和51年10月12日から54年3月10日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を

認定し、記録訂正の要否を判断することとなるため、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立期間に係る給料支給内訳書の保険料控除額から、昭和51年10月から52年7月まで、52年9月及び同年10月並びに53年8月から54年2月までは5万2,000円、52年8月は3万円、52年11月から53年6月までは5万6,000円、53年7月は3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と供述しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1306

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 12 月 9 日まで
平成 3 年 1 月にA社に入社して 5 年 12 月まで勤務し、申立期間は月 55 万円程度の給与を受給していたが、年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は 53 万円と記録されていることが確認できるところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 11 月 30 日の約 2 か月後の 7 年 2 月 1 日付けで、5 年 1 月 1 日から同年 12 月 9 日までの標準報酬月額が、さかのぼって 30 万円に減額訂正されていることが確認できる上、6 年 11 月 30 日現在で当該事業所に在籍していた 7 人についても、7 年 2 月 1 日付け又は同年 3 月 8 日付けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人が保管する給与明細書によると、申立期間の一部に係る厚生年金保険料控除額は標準報酬月額 53 万円に相当する額であることが確認でき、これは、社会保険庁のオンライン記録に当初記載されている標準報酬月額と一致する。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において当該事業所の取締役であるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる約 11 か月前の平成 5 年 12 月 9 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、その後の 6 年 3 月から 20 年 4 月までは、当該事業所とは別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録が確認できる

ことから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円に訂正することが必要であると認められる。

北海道厚生年金 事案 1307（事案 534 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日は、昭和19年9月11日、資格喪失日は20年5月13日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月20日から20年5月15日まで
申立期間については、D県のA社C事業所に勤務していた。

勤務を開始した年を1年記憶違いしていたこと及び同僚にE氏がいたことを思い出し、その同僚は当該事業所において厚生年金保険被保険者の記録があることが分かったので、私も、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、関連資料等も無く、申立人が一緒に勤務していたという同僚についても、申立期間に厚生年金保険に加入していた記録が確認できなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人はA社C事業所において勤務を開始した年を1年記憶違いしていたこと、及び同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の昭和19年9月に資格取得している被保険者を確認したところ、申立人と生年月日及び名前の表記が一部相違する（姓がF）被保険者が同年9月11日に資格取得し、20年5月13日に資格喪失していることが確認できる。

また、当該記録はオンライン記録には収録されておらず、i) 申立人が、申立期間直前に勤務していたA社G事業所において、申立期間前に勤務していた申立人の二人の兄は、家庭の事情により「H」の姓であったこと、ii) A

社C事業所の被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚6人全員が、昭和19年9月11日に被保険者資格を取得していることが確認できたこと、iii) 被保険者名簿に名前の記載があり所在の確認ができた者7人に照会し全員から回答が得られたところ、これら全員が、「昭和19年に徴用により、A社C事業所に勤務することになった。」と供述しており、申立人の詳細な供述と一致していること、iv) 被保険者名簿により、同日に資格取得している大多数の同僚は終戦直後の20年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失している一方で、申立人は同年5月15日に志願兵として入隊したと供述しており、当該記録の資格喪失年月日の同年5月13日と時期が一致することから判断すると、この記録は申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録と推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、事業主は、申立人について昭和19年9月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び20年5月13日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行い、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する被保険者名簿の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年12月1日から35年2月24日までの期間、同年7月1日から38年8月10日までの期間、及び同年8月21日から44年2月27日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から33年4月1日まで
② 昭和33年12月1日から35年2月24日まで
③ 昭和35年3月1日から同年7月1日まで
④ 昭和35年7月1日から38年8月10日まで
⑤ 昭和38年8月21日から44年2月27日まで

申立期間①について、A社（現在は、B社）には、中学校を卒業した昭和32年4月から33年12月1日まで途切れることなく勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年4月1日となっている。当時、一緒に勤務していた同僚から、給与から厚生年金保険料が控除されていたと話を聞いていたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②、④及び⑤について、社会保険事務所に照会したところ、当該期間については脱退手当金を受給しているため厚生年金保険の被保険者期間に算入されないとの回答があった。脱退手当金が支給されたとする時期は、C省D機関E事業所で勤務しており、脱退手当金の制度があるのも知らなかった。脱退手当金を受け取っていないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③について、F社の紹介で昭和35年3月1日からG社に勤務したが、同社の厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年7月1日となっている。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②、④及び⑤について、申立人は、脱退手当金を受給していないと主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、脱退手当金は、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年2か月後の昭和47年5月19日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②よりも前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給されたとする昭和47年5月19日はC省D機関E事業所に勤務しており、脱退手当金受給の必要性も無かったと主張しているところ、44年3月31日から平成7年3月31日の期間、C省D機関E事業所に勤務し共済組合に加入していたことが確認できることを踏まえると、同事業所勤務中に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②、④及び⑤に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間①について、B社に照会したところ、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態については確認できない。当社に社会保険関係の届出書類が保管されており、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認できるが、当時の厚生年金保険の加入基準については不明である。」と回答している。

なお、当該事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和33年4月1日と記載されており、当該記録は社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と一致している上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の取得日と一致していることが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚5人のうち生存及び連絡先の判明した二人に照会したところ、一人から回答が得られたが、申立人の入社時期及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した12人に照会したところ6人から回答があり、このうち一人は「昭和31年10月に入社したが、当時は試用期間があった。私が入社した31年ごろは入社後すぐには厚生年金保険に加入しておらず、私が社会保険の事務を担当した33年から34年ごろに入社と同時に厚生年金保険に加入するよう

になった。試用期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは記憶に無い。」と供述しているところ、回答があった6人のうち4人は、自身が記憶する入社時期から、7か月後から1年5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間をおいて同保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものとするのが妥当である。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、同僚の供述から判断すると、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間③中にG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時の資料が無く、確認できない。」と回答しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできない。

また、申立人は一緒に働いていた同僚等の名前を覚えていないことから、社会保険事務所の記録から当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先の判明した7人に照会したところ3人から回答があり、いずれも「試用期間があった。」と供述しており、自身が記憶する入社時期から、それぞれ3か月後、5か月後、6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚からは、同保険の資格を取得していない期間に給与から厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立期間③に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間当時、A社B事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和18年9月2日）及び資格取得日（昭和21年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：大正13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和18年9月2日から21年3月1日まで
昭和15年4月22日から38年10月1日までA社B事業所に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務したC社（昭和38年10月16日厚生年金保険被保険者資格取得）から提供を受けた申立人の労働者名簿によると、申立人の前職として、昭和15年4月22日から38年9月30日までA社B事業所に勤務し、19年10月18日に職種がD職からE職に変更になったことまで具体的に記載されていることから、この記載内容は信憑性^{しんぴようせい}が高いこと及び申立人の同社の仕事内容等の説明は具体性があることから、申立人は申立期間も継続して同社に勤務していたことが推認できる。

また、労働者名簿には、申立人が昭和19年3月にA社B事業所F学校を卒業していることが記載されており、申立人が同校で同級生であったという二人の社会保険事務所の記録を確認したところ、一人は同校卒業の19年3月まで、他の一人は、25年6月までの当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が同校卒業

前の18年9月2日になっているのは不自然である。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格記録は昭和17年6月1日に取得し、18年9月2日に喪失しているが、労働者年金保険被保険者索引票から17年6月1日の資格取得は確認できるものの、厚生年金保険被保険者名簿が保管されていないことから喪失日は確認できない上、35年に書き換えられた厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は17年1月1日、資格喪失日は38年10月1日になっており、申立人の資格記録に不自然な点がみられる。

さらに、申立人は昭和15年4月から56年4月まで一貫してB事業所に勤務しており、当該事業所勤務のため、戦争にも召集されていないことから、18年9月2日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する具体的な理由が見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和18年9月2日に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、申立人に係る厚生年金保険の記録管理が適切であったとは認められず、申立人は、申立期間においても継続して厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B事業所における昭和18年8月及び21年3月の厚生年金保険被保険者台帳の記録により、60円とすることが必要である。

北海道厚生年金 事案 1310

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社（現在は、B社。）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和24年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社D支社における資格喪失日に係る記録を昭和27年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和26年12月31日から27年1月1日まで

昭和19年10月1日から26年12月31日までA社に勤務していた。申立期間①については、同社C支社から同社E支部に転勤した際の期間が欠落しており、申立期間②については、26年12月31日まで勤務していたのに厚生年金保険の資格喪失日が26年12月31日となっている。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社が保管している退職者一覧及び社会保険事務所の記録から、申立期間①当時に同社C支社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和24年6月1日にA社C支社から同社E支部に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め

られる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支社における昭和24年4月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和24年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、退職者一覧により、申立人が同社D支社を昭和26年12月31日に退職したことが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時は、支社（部）ごとに厚生年金保険の適用を行っていたため、資格喪失届などの事務処理が適正に行われていなかった可能性も考えられる。」と回答している。

さらに、社会保険事務所の記録から、当該事業所において、申立期間当時に厚生年金保険の資格を喪失した申立人以外の13人の資格喪失日を確認したところ、申立人以外には、月末喪失者は確認できない上、所在が確認できた月初喪失者に照会したところ、「月末まで間違いなく勤務しており、厚生年金保険料も控除されていた。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料並びに周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA社D支社における昭和26年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和27年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを26年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1311

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで
昭和30年6月21日にA社へ入社し、57年10月31日に退職するまで継続して勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録カード及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社C出張所に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の人事記録カードによると、申立人は昭和40年5月21日に正雇員に昇格、41年10月20日に準社員待遇に昇格したことが確認でき、当該事業所に照会したところ、「当時は、正雇員及び準社員は厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人と同じく昭和41年10月31日にA社C出張所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年11月1日に同社本社において同資格を取得している者が11人(申立人を除く。)確認できるが、i)このうち4人の人事記録を確認したところ、申立人と同様に、異動した記録は確認できないこと、ii)このうちの3人が、「申立期間中も継続してA社C出張所に勤務していた。」と述べていること、iii)当該事業所によると、「人事記録カードから、実際には異動となっていないにもかかわらず

らず、厚生年金保険の適用のみが同社本社に変更となっている理由については確認ができないが、申立人が継続して勤務していたことは間違い無い。」と述べていること等から判断すると、事業主は何らかの理由により、厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届を提出しているが、それによってできた空白期間の厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和41年9月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1312

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、59万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 10 年 6 月 26 日まで

申立期間はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが判明した。自分
は取締役であったが、実際にはB業務課長であり、経営等には関与してい
ない。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金
保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当し
なくなった日である平成10年7月1日から約1年後の11年7月16日付けで、
申立期間の標準報酬月額が、さかのぼって20万円に減額訂正されていること
が確認できる上、申立人のほか当該事業所の取締役一人も、同年7月16日付
けで標準報酬月額をさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本の記録によると、申立人は、申立期間においてはA社
の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「実際にはB業務課長であ
り、経営には関与していない。」と供述しているとともに、社会保険事務所の
記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成
10年7月1日及びその5日前の同年6月26日に同保険の被保険者資格を喪失
したことが確認できる者9人に照会したところ、回答があった7人のうち一人
が「A社の経営や経理、社会保険事務など重要なことは、事業主、専務及び
社会保険事務担当者の3人だけで行っており、他の者が口を出すことはできな

かった。申立人は、役員とは名ばかりの普通のB業務担当であった。」との申立人の供述を裏付ける供述を行っているほか、当該7人のうち他の4人も、「社会保険事務を管理、監督していたのは事業主である。」と供述しているなど、申立人が社会保険事務について関与していたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、申立人は、当該減額訂正の事実を承知していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、59万円に訂正することが必要であると認められる。

北海道厚生年金 事案 1313

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年10月1日から11年5月1日まで

社会保険事務所の職員から、申立期間当時勤務していたA社の標準報酬月額が9万8,000円であることを知らされた。

当時、当該事業所から支給されていた給与は月額24万円であり、社会保険事務所の記録は誤っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成11年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年10月5日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(24万円)が、9年10月1日までさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の作業場において、作業員の指導を担当し、社会保険の届出事務を担当しておらず、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることを承知していなかったと主張しているところ、当該事業所の経理担当者及び複数の同僚は、「申立人の業務は、主に作業員の指示監督であり、社会保険の届出事務は担当していなかった。」と供述している。

さらに、事業主は、「当時、健康保険料及び厚生年金保険料については100万円ぐらいの滞納があり、社会保険事務所職員から標準報酬月額を引き下げる方法を教示され、保険料が高額であった申立人の標準報酬月額を操作した。このことは、申立人には説明しておらず、手続は自分一人で行った。」と供述している。

加えて、管轄の社会保険事務所では、当該事業所の関連資料が無く、当時の

担当者も不明であると回答しており、申立人が標準報酬月額をさかのぼって引き下げる手続に関与していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年4月まで

私が申立期間当時住み込みで働いていたA市内の飲食店の店主が、私の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を同市役所の職員と思われる集金人に対して行ってきていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) 申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に一切関与していないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする勤務先の飲食店の店主は既に他界していること、iii) 当該店主の妻は、申立人の国民年金加入等について関与していないと述べていること、iv) 申立人の挙げた元同僚も、当該店主が申立人の国民年金保険料を納付していたか否かについては分からないと述べていることから、申立人の国民年金加入状況等は不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市役所の職員と思われる集金人に当該店主が納付してくれていたと主張しているが、同市では「昭和46年4月から納入通知書による収納方式を実施しており、基本的に市の職員が定期的に国民年金保険料の集金を行うことは無かった。」としており、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持している国民年金手帳により、昭和49年12月ごろと確認でき、そのころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、申立期間当時は国民年金に加入していなかったと考えられる。

加えて、当該店主が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から平成元年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入したが、申立期間における加入手続をだれが行ったかについては記憶に無い。

申立期間の保険料を、毎月月末にA市にあったB銀行A支店（現在は、C銀行D支店）又は同市内の郵便局で、妻が夫婦二人分の保険料を現金で納付してくれていたはずである。

妻の保険料が納付済みであるのに、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金加入手続について具体的な記憶が無いことから、その加入状況等が不明である。

また、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、平成2年3月19日に申立人の国民年金の加入手続が行われ、保険料納付書が発行されたことが確認できる上、社会保険事務所の保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、申立人には昭和52年2月10日の資格喪失後、再加入した形跡が無いことから、申立期間は未加入期間となっていたものと推認され、申立期間の大部分は平成2年3月の時点で時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間直後の納付日を確認すると、平成元年4月から2年6月までについては、申立人及びその妻が異なる時期に納付している状況がみられ、申立期間において、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと推認することはできない。

加えて、申立人の妻は、申立期間の保険料をB銀行A支店又はA市内の郵便局において納付したと主張するが、いずれの収納機関においても保険料納付に係る帳票類の保存年限が経過していることから、申立期間の保険料の納付事実を確認することはできない上、その妻は、過年度納付が可能な期間の保険料をさかのぼって納付した記憶も無いとしている。

その上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年11月まで

A市に居住していた申立期間当時、国民年金保険料を納付していなかったため、B社会保険事務所から電話加入権を差し押さえられていた。

昭和50年10月に、C市へ転居のため日本電信電話公社で電話の移設を行う際に、電話加入権が差し押さえになっていると移設できないと言われたので、申立期間の保険料をA市に一括納付したことを記憶している。

また、昭和49年1月から52年4月までの期間について申請免除と記録されているが、私は、免除申請を行った記憶が無く、電話加入権が差し押さえられていたということは、その時点で、申立期間の保険料は免除期間になっていなかったはずである。

申立期間の国民年金保険料について、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料納付について、国民年金保険料の未納によりB社会保険事務所が行ったとする電話加入権の差し押えを解除してもらうために、A市役所に未納保険料を一括納付したと供述しているが、社会保険庁では、昭和50年10月当時は国民年金保険料の未納者に対して差し押え等の滞納処分を行うことは無かったことが確認されていることから、申立人の供述内容には不自然さが見受けられる。

また、申立人は、一度も免除申請を行った記憶が無いと述べているが、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることから、同時に国民年金加入を行ったとみられるその妻についても、昭和48年12月以前の保険料は未納、49年1月から52年4月までの保険料は申請免除と記録されている。

さらに、申立人から申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況について明確な供述は得られない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

加えて、申立人には申立期間以外にも未納期間や申請免除期間があるなど、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、昭和51年3月に国民年金に任意加入してから、申立期間に及ぶまで国民年金保険料を滞りなく納付してきたので、申立期間に一度も保険料を納付していないことは考えられない。

また、昭和57年12月に国民年金の資格が喪失と記録されているが、資格喪失手続をした記憶は無いので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の昭和57年11月又は同年12月ごろに、A市役所の国民年金担当者が自宅を訪問した際、国民年金保険料の未納期間について口論になったことを明確に記憶していることから、申立期間のうち、その担当者が訪問する以前の期間に未納期間があったものと推認できるが、申立人はその後、国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付したり、一括して納付したことは無いと述べている。

また、申立人は、昭和57年12月に任意加入被保険者資格を喪失と記録されているところ、その時期に資格喪失届は提出していないとしているが、A市では「被保険者本人の申出が無いまま、資格喪失処理することはあり得ないので、資格喪失日に被保険者本人からの申出があったものと考えられる。」旨回答していることから、申立人が資格喪失に係る申出をしなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、口頭意見陳述において、「昭和57年11月ごろから58年3月までの期間は保険料を納付していないかもしれない。」としているほか、申立期間に係る国民年金保険料の納付時期及び納付金額などの具体的な記憶

が無いとしているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、40年4月から44年3月までの期間、59年5月から61年4月までの期間、61年10月から62年3月までの期間及び62年12月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年4月から44年3月まで
③ 昭和59年5月から61年4月まで
④ 昭和61年10月から62年3月まで
⑤ 昭和62年12月から63年3月まで

申立期間①及び②については、国民年金保険料の免除手続をした記憶が無く、その保険料は集金人に納付していた。また、申立期間③から⑤までの保険料は、役場で毎月納付していたので、保険料が未納とされていることに納得できない。申立期間当時の領収書は無いが、保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は国民年金への加入時に国民年金手帳が交付されておらず、集金人には同手帳を渡さずに保険料を納付していたとして、国民年金保険料の免除申請は行っていない旨主張しているが、申立人は、当該期間に係る保険料の金額及び納付時期についての具体的な記憶が無い。

また、申立期間当時、A町では、保険料の収納時に国民年金手帳に検印する方法が採られていたことから、同手帳が無いまま保険料を収納していたものとは考え難い。

さらに、申立人に係る社会保険事務所の被保険者台帳(マイクロフィルム)

及びA町の国民年金被保険者名簿兼検認カードの記録では、申立期間①及び②は申請免除期間で一致している上、当該期間は、申立人の妻も申請免除期間であることが認められる。

- 2 申立期間③について、申立人の国民年金の保険料納付に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、その保険料の納付状況が不明である上、当該期間は、申立人の妻も未納期間であることが認められる

また、申立期間④及び⑤について、申立人の国民年金被保険者資格は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間④は昭和62年7月に、申立期間⑤は平成元年10月にそれぞれ追加されたことが確認でき、申立期間④及び⑤当時は未加入期間であることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続きが適切に行われなかったものと推認できる。

さらに、申立期間④及び⑤の国民年金保険料は、申立人の国民年金被保険者資格が追加取得された時点では、過年度納付するしか方法が無いが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無く、その保険料の納付状況が不明である上、申立人の妻には未加入期間も認められる。

加えて、申立期間③から⑤までについて、申立人は、その保険料は月額1万1,200円から3万5,000円程度であったとしているが、当時の保険料相当額とは大きく相違しており、申立人の主張には不自然さがみられる。

- 3 申立人は、申立期間について、数度にわたり期間変更及び期間追加をするなど、申立内容が変遷している。

また、申立期間は5回（合計108か月）に及んでいるが、これだけの回数及び長期間の事務処理を行政が続けて誤って行っていたことは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

私は、申立期間当時、専門学校に通学するため、勤務先を退職後、国民年金に加入し保険料を納付していたはずなので、未納とされている申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿の記録により、昭和50年7月に払い出されたことが確認でき、その時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、同時に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した49年1月までさかのぼって資格取得（強制加入）されたものと推認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない。

また、申立人は国民年金に加入した時期及び場所の記憶が明確でない上、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間は過年度納付が可能であったものの、申立人はさかのぼって国民年金保険料を納付した記憶も無い。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間の保険料相当額と大きく相違するほか、納付時期及び納付場所などの具体的な記憶も曖昧である。

加えて、申立人に対し申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 30 日まで
A社B支店には、昭和 29 年 12 月から臨時職員として勤務し、30 年 4 月からは厚生年金保険に加入したと記憶している。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた同僚の供述から判断すると、申立人が昭和 29 年 12 月ごろからA社B支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、当時の資料は廃棄しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、昭和 29 年 6 月ごろから勤務しているが、入社してから 34 か月後に正社員になり、厚生年金保険に加入した。」と述べているところ、社会保険事務所の記録により、当該同僚は昭和 32 年 4 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、申立期間は、被保険者ではなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者に照会したところ、複数の者が、それぞれ自身の記憶する入社日から 2 年程度経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、「勤務当初は臨時職員であった。皆、初めの 2 年ぐらいは臨時職員であり、厚生年金保険には正社員になってから加入した。」と述べていることから、事業主は、採用後、一定期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる上、申立人も、申立期間中は自分が臨時職員であったこと、

当該事業所では正社員になるまでに数年かかったことを認識している。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において、申立人の名前は記載されておらず、整理番号にも欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月から 46 年 4 月まで
② 昭和 54 年 8 月から 56 年 9 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間①及び②については、昭和 43 年 3 月から 56 年 9 月までの期間において、A 社で継続して勤務していたにもかかわらず、このうち両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間③については、の B 社において、昭和 56 年 10 月から 61 年 4 月 30 日まで継続して勤務していたものの、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの申立期間においても、間違いなく継続して勤務していたことから厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、商業登記簿謄本により、昭和 47 年 2 月 16 日に、の C 社に商号変更後、平成 14 年 12 月 3 日に解散して、15 年 7 月 22 日清算終了していることが確認できるところ、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の経理担当者も所在が不明である上、同社清算人に照会したが「当時の書類は保管されていない。」との供述を得ており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはで

きない。

また、申立期間①について、申立人が名前を挙げた同僚二人及び社会保険事務所の記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 13 人の合計 15 人のうち所在が特定できた 11 人に照会し、7 人から回答が得られたところ、4 人が「申立人が勤務していた期間については記憶に無いが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所の記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 17 人のうち所在が特定できた 13 人に照会し、7 人から回答が得られたところ、4 人が「申立人が勤務していた期間については記憶に無いが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった、

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得年月日が、昭和 46 年 5 月 1 日、資格喪失年月日が 54 年 8 月 26 日と記録されており、両申立期間における資格取得は確認できない上、雇用保険の加入記録でも被保険者資格取得日が 47 年 4 月 10 日、離職日が 54 年 8 月 25 日となっており、両申立期間について加入記録が確認できない。

2 申立期間③については、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間③において B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について、事業主に照会したが、「約 30 年前のことで、関係書類が無いことから不明である。」と供述しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及び社会保険事務所の記録により、申立期間③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 17 人の合計 18 人のうち所在が特定できた 11 人に照会し、8 人から回答が得られたところ、3 人が「申立人が勤務していた期間については記憶に無いが、申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、同僚 4 人が「当該事業所では、入社後、一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入した。」としているところ、当該同僚が記憶している入社年月と社会保険事務所の記録による厚生年金保険被保険者資格取得日を見ると、3 か月相違していることが確認できることから、申立期間③当時、

当該事業主は社員を採用後ある程度の期間が経過してから厚生年金保険の加入手続を行っていたものと推察できる。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得年月日が、昭和 57 年 1 月 26 日、(資格喪失年月日が昭和 61 年 4 月 1 日) と記録されており、申立期間③における資格取得は確認できない上、雇用保険の加入記録でも被保険者資格取得日が 57 年 1 月 21 日、離職日が 61 年 6 月 19 日となっており、申立期間③について加入記録は確認できない。

- 3 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。
- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月から同年 9 月まで
② 昭和 39 年 11 月から 40 年 5 月まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社B支店で勤務していた申立期間①について、C社で勤務していた申立期間②について、それぞれ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらったが、各申立期間について、いずれも厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用についてA社B支店に照会したが、申立期間①当時の賃金台帳や社会保険関係等の資料が保管されておらず、申立人に係るこれらの状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において、当該事業所に勤務していたことが確認できた同僚 15 人に照会し、11 人から回答が得られたが、申立人と一緒に勤務していたと供述する者はいなかった。

さらに、上記回答が得られた 11 人のうち 4 人は、入社後厚生年金保険に加入するまでにはある程度の期間があったと回答し、このうち一人は「D職も含め中途採用の作業職は、すべて臨時職員として採用され、試雇及び正社員になるためには昇任試験があった。臨時職員は厚生年金保険には加入できず、自分は採用されてから 2 年 6 か月後に試雇になり、この時に厚生年金保険被保険者となった。」と供述している。

加えて、上記の回答が得られた4人について、当該事業所における採用から厚生年金保険加入までの期間を確認したところ、12か月から最大30か月間隔が空いており、そのうちの3人は、「厚生年金保険に加入するまでの期間においては、保険料の控除は無かったと思う。」と供述している。これらのことから、申立期間①当時、当該事業所では、D職を含む作業職として採用した者について、採用後一定期間を以て厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間①において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人がC社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人に係る申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について当該事業所に照会したところ、「申立期間に係る賃金台帳等の書類は保存期限経過のため残っていない上、当社が昭和37年ごろから保管している雇用保険受給確認用の離職者名簿を調査したが、申立人の名前は確認できなかった。」と回答しており、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間②において当該事業所に勤務していたことが確認できた11人の同僚に照会したところ、8人から回答が得られ、そのうち3人から「期間は分からないが申立人と一緒に勤務していたと思う。」との供述を得られたものの、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年1月1日まで

高等学校卒業直後の昭和26年4月にA社に入社した。社会保険事務所に残っている台帳の順番は、後輩の後ろに自分が記載されている上、厚生年金保険の加入記録があるのは27年1月1日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、勤務の始期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同社は、現在休眠会社となっていて回答を得られず、営業権を譲渡されたB社C支店でも、「今回の問い合わせについては、資料が無いので、全く不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は所在不明又は既に死亡しているため、申立ての事実を裏付ける関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人から名前が挙げられた同僚のうち所在が判明した同僚一人、及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚のうち所在が判明した同僚13人の計14人に照会したところ、12人から回答があり、このうち入社時点の勤務実態に関する供述が得られた6人のうち4人については、自身が記憶している入社日から1か月から約1年7か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち一人は、「入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった記憶がある。給料支給の時に給与明細書をもらったことを覚え

ているが、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述していることから、申立期間当時、当該事業主は、採用後一定期間おいてから厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

なお、申立人は、「社会保険事務所に残っている台帳の順番は、後輩の後ろに自分が記載されている。」と主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録によれば、申立人の前に記載されている同僚は、一人を除きいずれも申立人より年上であることが確認できるところ、申立人より年下である同僚に照会したところ、「申立人は、自分より1年ぐらい後に入社した。」と供述している上、当該事業所における当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の被保険者資格取得日と同じ昭和27年1月1日であることから、申立人の主張する後輩は、申立人が入社する以前から当該事業所に勤務していたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳索引票によれば、申立人は、当該事業所で昭和27年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と合致する。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1318

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 8 月 31 日まで

平成 4 年 4 月 1 日に、A 社に代表取締役として勤務し、厚生年金保険被保険者の資格を取得してから、5 年 8 月 31 日に資格を喪失するまでの期間、役員報酬を引き下げることは無く、社会保険事務所にそのような届出をしたことは無い。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立期間について報酬月額が引き下げられているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていた A 社は、平成 5 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 9 月 8 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 4 年 12 月 1 日までさかのぼって 53 万円から 41 万円に、7 年 2 月 1 日付けで、5 年 1 月 1 日までさかのぼって 41 万円から 8 万円にそれぞれ減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、社会保険事務所の記録によると、申立期間について当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できる者は申立人のみであり、申立人も、「当該事業所の経営は自分一人で行っており、社会保険事務及び法人印の管理も自分一人で行っていた。」と供述している。

また、申立人は、「当該事業所は申立期間において社会保険料の滞納があり、社会保険事務所に相談をした。」と供述している上、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る執行停止整理簿により、平成 7 年 7 月 24 日付けで社会保険料等 102 万 8,741 円は執行停止の決裁が行われていることが確認できる。

これらのことから、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 16 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、脱退手当金として昭和 45 年 1 月 28 日に支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

なお、申立期間後に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、申立人は、「厚生年金保険に加入した認識は無く、被保険者証の交付を受けた事実はない。」と供述しており、加入期間も1か月と短期間であるため請求を失念した可能性があること、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 44 年当時、社会保険

事務所では、請求者からの申出が無い場合、別の被保険者記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、支給されていない期間が存在することに事務処理上不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 30 日から 35 年 7 月 1 日まで

申立期間①については、A社に昭和 33 年 4 月から住み込みで採用され、34 年 6 月 30 日まで勤務していた。社会保険事務所によると、B社(現在は、C社)が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 12 月 1 日からであり、それ以前の適用は無いとのことである。しかし、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、昭和 34 年 10 月 30 日から 35 年 8 月 31 日までD社において継続して勤務していた。社会保険事務所によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 7 月 1 日からであり、それ以前の適用は無いとのことである。しかし、34 年 10 月 30 日付けで会社都合によりE社からD社へ移籍した社員全員が同条件で移籍したと聞いており、社会保険等も事業者変更のみで継続していたにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。勤続年数もE社から通算されており、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたと申し立てているA社は事業所等調査の結果、B社であることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和 34 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、C社に照会したところ、「B社が申立人の主張する有限会社であ

った事実無く、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年12月1日からであり、この適用以前に当社が従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。また、申立期間当時の書類は既に廃棄しており、申立人の勤務実態については不明である。」と回答している。

加えて、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を覚えていないことから、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の適用時に同保険の被保険者資格を取得している者21人のうち生存及び連絡先が判明した5人に照会したところ、5人から回答が得られ、このうち一人が申立人を記憶していたが、この者も含め5人からは申立人の申立期間①における当該事業所での厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。また、申立人を記憶していた一人は、「B社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和34年12月より前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
2 申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、D社は昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和43年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、法務局の記録から平成8年6月1日に解散登記されていることが確認できる上、商業登記簿に記載されている役員については、いずれの者も生存及び連絡先の特定ができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた二人のうち一人は、当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらず、他の一人は当該事業所が厚生年金保険の適用となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが既に死亡しており、これらの者から申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の適用時に同保険の被保険者資格を取得している者6人のうち生存及び連絡先が判明した一人に照会したが、「昔のことでよく覚えていない。申立人を覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

加えて、申立人は、昭和34年10月30日付けで会社都合によりE社からD社へ、当時、同工場にいた社員と共に移籍したと申し立てしているところ、E社及びD社における厚生年金保険被保険者記録を確認したが、D社において同保険被保険者記録のある者のうち、E社においても同保険被保険者記録

のある者は、当該事業所の事業主と申立人の二人だけであったことが確認できる上、当該事業主の申立期間②の期間は厚生年金保険の被保険者ではないことが確認できる。

その上、社会保険事務所が保管するE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の主張する当該事業所に移ったとする昭和34年10月より前に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち生存及び連絡先の判明した6人に照会し6人から回答が得られたが、「当時のことを覚えていない。」、「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、いずれの者からも申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 1 日から 30 年 1 月 4 日まで
② 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、両申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 29 年 3 月 1 日から 39 年 8 月 17 日まで A 市 B 部（現在は、A 市 B 局）に勤務しており、両申立期間について厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する A 市発行の在職証明書及び履歴書により、申立人が昭和 29 年 3 月 1 日から 39 年 8 月 17 日までの期間、A 市 B 部に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 市 B 局に申立人の厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「申立人は、昭和 29 年 3 月 1 日に A 市 B 部で臨時職員として採用し、32 年 4 月 1 日に A 市準雇員に採用となり、同年 10 月 1 日から A 市雇員として勤務していた。当局に社会保険関係の届出書類が保管されており、申立人の厚生年金保険の適用状況について一部確認できるが、当時の厚生年金保険の加入基準については不明である。」と回答している。

なお、当該事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、健康保険整理番号*番に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 31 年 11 月 1 日と記載されている上、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書において、健康保険整理番号*番に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 32 年 5 月 1 日と記載されており、当該記録は社会保険事務所に保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険

者名簿の記録と一致している。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人に照会したところ、二人から回答が得られたが、二人とも「昭和29年3月に臨時職員として採用された。」と供述し、このうち一人は「臨時職員の期間は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、社会保険事務所の記録から、二人の当該事業所での厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和30年1月4日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、両申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した9人に照会したところ、回答があった8人のうち7人については、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する採用となった時期から、1か月後から1年1か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者から、被保険者資格を取得する以前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において同保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えるのが妥当である。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において昭和30年1月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31年11月1日に同資格を喪失しているが、その際の健康保険の番号は*番が付されており、一方、32年5月1日に当該事業所において再度同資格を取得しているが、その際には*番が付されていることが確認でき、その間の番号に欠番が無く、記載内容に不自然な点はみられない。

なお、申立人が提出した在職証明書によると、当該事業所の準雇員としての採用年月日は昭和32年4月1日と記載されており、厚生年金保険の被保険者資格取得日（同年5月1日）と1か月相違していることが確認できるが、当該事業所はこの1か月の相違の理由については不明としており、事業所及び申立人において、同年4月分厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることができない。

その上、両申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 5 日から 37 年 1 月 4 日まで
② 昭和 37 年 10 月ごろから 38 年 4 月 1 日まで

申立期間①については、中学校卒業後の昭和 35 年 4 月 5 日から A 市 B 地区にあった C 社に勤務した。同社は D 町に本社があり、社会保険事務所の記録によると、本社に勤務した 37 年 1 月 4 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることになっている。同郷で一緒に A 工場に勤務した同僚がいる。

申立期間②については、C 社を退職した 2 日か 3 日後に E 社（現在は、F 社）に入社したが、社会保険事務所の記録によると、昭和 38 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっている。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、C 社 A 工場は昭和 37 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C 社は、平成 6 年 5 月に株主総会の議決により解散していることが確認できることから代表清算人に照会したところ「A 工場については一切分からないし、資料も保管していない。また、当時の代表取締役は故人となっている。」との回答があり、A 工場の厚生年金保険適用時から、厚生年金保険の加入記録が確認できる者に照会しても、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していたという同僚 4 人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、二人は、本社に

において厚生年金保険の被保険者資格記録が確認でき、他の一人は、当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は無く、申立人が一緒に入社したという同郷の同僚も、本社における昭和 36 年 9 月 1 日からの加入記録しか確認できない。そのうち、本社での加入記録が確認できた一人は「申立人の名前に記憶は無いが、自分は本社に採用された正社員であり、申立期間当時は出張で A 工場に勤務していた。」と述べていることから、当該事業所においては、本社の者は厚生年金保険に加入していたが、A 工場の者は厚生年金保険の適用事業所になる 37 年 9 月 1 日以前は厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

- 2 申立期間②について、E 社に照会したところ、「申立期間に申立人が当社に勤務していたか否かについては不明だが、当社が保管している社会保険関係届書控えによると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 38 年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 11 月 5 日であることが確認できる。」と回答している。

また、当該事業所が保管していた、厚生年金保険被保険者資格取得年月日訂正届及び社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票の記録によると、申立人の資格取得日が昭和 38 年 5 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正されていることが確認できるところ、i) 同届書は同年 9 月 10 日に提出していること、ii) 申立人以外にも 4 人の資格取得日が訂正されているが、それぞれの訂正された資格取得日は異なることから判断すると、当該事業所は、同年 9 月 10 日に申立人等の資格取得日を再確認して訂正届を提出したのと考えられる。

さらに、当該事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち所在が確認できた 5 人に照会したところ、3 人から回答があったが、申立人の名前を記憶している者はおらず、申立人を当該事業所に紹介してくれたという同僚についても、所在が確認できないことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない。

- 3 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、両申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1323

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社には、昭和 59 年 5 月 1 日から勤務しており、当時の給与明細書によると同年 5 月から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和 59 年 5 月 1 日からA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書により、昭和 59 年 5 月、同年 6 月及び同年 8 月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 59 年 9 月 1 日であり、申立期間当時は、適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、適用時から厚生年金保険に加入している 3 人に照会したところ、全員が「厚生年金保険には、同年 9 月から加入した。」と述べており、そのうち一人が所持していた給与明細書によると、同年 7 月及び同年 8 月の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所に照会したが、当時の資料は保管されておらず、申立人の厚生年金保険料控除については確認できないと回答しているとともに、事業主は、「当社は昭和 59 年 5 月に事業を開始したが、厚生年金保険の適用事業所になったのは、同年の 9 月か 10 月であったと思う。当時、給与計算は妻が行っていたが、社会保険に関しての知識も無く、不慣れであった。加入手続や厚生年金保険料の控除方法等については、私も妻もまったく記憶していない。」と述べている。

加えて、申立人が所持する申立期間以降の給与明細書を確認した結果、昭和59年10月から60年5月までの給与から控除された厚生年金保険料は、本来控除されるべき厚生年金保険料に比べ、著しく低額であることが確認できるところ、60年5月の時点で、59年5月からそれまでに申立人が控除された厚生年金保険料の総額と当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった59年9月から60年4月までに申立人が控除されるべき厚生年金保険料の総額が一致することから、事業主は、適用事業所に該当していなかった申立期間に申立人の給与から誤って控除した厚生年金保険料（昭和59年5月、同年6月及び同年8月分）を相殺するため、59年10月以降の申立人の給与から控除する厚生年金保険料を調整したものと考えられる。

その上、給与明細書で確認できる申立人が当該事業所において控除された厚生年金保険料の総額は、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者期間である昭和59年9月1日から61年3月11日までの18か月分の厚生年金保険料の総額とほぼ一致することが確認できることから、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたとは認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 11 月ごろから 50 年 4 月ごろまで
② 昭和 50 年 11 月ごろから 51 年 4 月ごろまで
③ 昭和 51 年 11 月ごろから 52 年 4 月ごろまで
④ 昭和 52 年 11 月ごろから 53 年 4 月ごろまで

昭和 46 年 11 月から 53 年 5 月に正社員になるまで、毎年冬期間に A 社(現在は、B 社) に勤務していた。

社会保険事務所の記録によると、昭和 46 年 11 月から 47 年 4 月までの期間、同年 12 月から 48 年 4 月までの期間及び同年 11 月から 49 年 4 月までの期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できるが、申立期間については厚生年金保険に加入していないことになっている。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 に照会したところ、「当社が保管する労働者名簿によると、申立人は、昭和 53 年 5 月 1 日雇入れになっており、同日の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書もあるが、申立期間の勤務状況等については確認できない。また、古くから勤務している従業員に確認しても、通年雇用時期以降の申立人を覚えている者はいるが、それ以前の雇用状況について記憶している者はいない。」との回答があり、申立人の申立期間における勤務状況等を裏付ける資料や供述は得られない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 3 人に照会したところ、二人から回答があったが、申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についての事実を確認できる供述を得ることはできない上、社会保険事務

所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、所在が確認された者12人に照会したところ、4人は申立人を記憶しているものの、申立期間に勤務していたことまでは記憶に無く、他の者は申立人の名前を記憶していない。そのうち総務主任をしていたという者は、「冬期間就労者については、厚生年金保険等に参加させないで雇用していた。」と述べている。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

加えて、雇用保険の加入記録によると、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる期間はすべて雇用保険の加入記録も確認できるが、申立期間についての雇用保険加入記録は確認できない。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 38 年 8 月 30 日まで
昭和 35 年 2 月 1 日に、A 地域集約 B 業建設協議会に採用され、同日に C 行政区内にあった D 地域、E 地域、A 地域の地域集約 B 業事務所に出向して、B 業振興の技術指導などの仕事を担当していた。

A 地域集約 B 業建設協議会の事務所は A 町役場内にあり、事務職員は A 町役場職員が兼務していた。同協議会は、B 業振興法に基づき設置されており、職員の人件費の半額は国費補助であり、市町村で構成されている団体が厚生年金保険を掛けずに職員を雇用するとは思えないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 町史によると、昭和 31 年に B 業振興の指導組織として A 地域集約 B 業建設協議会（事務所は A 町役場内に所在）を設置したことが記載されているとともに、申立人が所持している辞令により申立人が申立期間において同協議会に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 町、F 県 G 部 H 課、I 省 J 事務所及び C 行政区の K 部 L 課等に申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

また、当該事業所は、社会保険事務所の保管する厚生年金保険適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、F 県 G 部 H 課が保管していた F 県集約 B 業建設協議会連合会名簿に記載されている A 町を除く 19 の協議会についても、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

さらに、当該事業所の事務所が置かれていた A 町役場及び申立人の出向先で

あるC行政区に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は記載されていない。

加えて、申立人が当該事業所の専任職員であったという同僚2人についても、社会保険事務所の記録によると、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡は無く、そのうち所在が確認できた一人に照会したところ、「自分も当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無い。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶も無く、厚生年金保険には加入していなかったかもしれない。」と述べている。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
申立期間はA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって減額訂正されていることが判明した。自分はこのような訂正は承知しておらず、社員が届出を行ったとも考えられない。
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が勤務していたA社は、平成 10 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、その約 1 年後の 11 年 6 月 16 日に、59 万円から 20 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、商業登記簿謄本の記録によると、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「当時は資金繰りに苦勞しており、社会保険料の滞納もあった。」と供述しているほか、当該事業所で経理及び社会保険事務を担当していたとの供述が得られた当時の取締役も、「当時は社会保険料の納付状況も良好ではなく、社会保険料の納付について相談するため、社会保険事務所に 3 回か 4 回行ったことがある。」と供述している上、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 7 月 1 日及びその 5 日前の同年 6 月 26 日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者 7 人に照会したところ、回答があった 6 人は、いずれも、「当時は経営不振で給与の遅配や減額があった。」と供述している。

さらに、前述の取締役は、「申立人は、経理や社会保険事務について管理、

監督及び決裁を行っており、代表者印も申立人の承認の下に使用していたため、申立人は社会保険料の納付や小切手の振出等について内容を掌握していたはずである。」と供述しているとともに、前述の被保険者であった者6人のうち5人は、いずれも、「申立人は社会保険事務を管理、監督していた。」と供述している上、このうち一人は、「A社は申立人のワンマン経営であった。経営や社会保険事務については申立人と専務（前述の取締役）及び社会保険事務担当者以外に知っている者はいなかった。」と供述していることを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額の見直しに係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1327

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

申立期間はA社に勤務しており、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明したが、自分はこのような記録の訂正が行われたことを承知していない。当時は資金繰りが苦しく、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所が成績を上げるために、勝手に標準報酬月額を引き下げて滞納した保険料を納付したことにしたのだと思う。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が代表取締役として勤務していたA社は、平成 10 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、その 1 週間後の同年 4 月 7 日に、59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時は資金繰りに苦勞しており、自分と役員である妻の給与を従業員給与の支払いに充てていた。社会保険料の滞納もあり、保険料を分割で支払っていた。」と供述しており、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 3 月 31 日又は申立期間中の 9 年 5 月 21 日に同保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる者 4 人に照会したところ、回答があった二人のうち一人も、「資金繰りに苦勞していたことは従業員にも伝わっており、経営は大変厳しかったと思う。」と供述している。

また、申立人は、「社会保険料の納付について社会保険事務所の職員に対応

していたのは自分であった。」と供述しているほか、前述の厚生年金保険被保険者であった者二人も、申立人が社会保険料の納付や証券の振出について掌握していたことを裏付ける供述を行っているとともに、当時、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所に照会したところ、「社会保険事務所に対する届出に当たっては、申立人の承認及び決裁が必要であり、その上で代表者印を押していた。」との回答があった。

一方、申立人は、「自分は、標準報酬月額記録訂正については関与しておらず、社会保険事務所が勝手に行ったものである。」と主張しているが、社会保険事務所が社会保険料を滞納している事業所と接触しながら、滞納保険料の処理方法について説明を行わないとは考え難いことを踏まえると、申立人が、当該標準報酬月額記録訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 25 日から 49 年 4 月 1 日まで
申立期間については、A社に勤務し、同社B工場において、C製品の配達をしていた。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況を照会したところ、厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答があった。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社B工場に勤務し、C製品の配送業務に従事していたと主張しているが、事業主及び複数の同僚は、当時、同社B工場は、D製品工場であったためC製品を製造しておらず、C製品の配送業務は行っていなかったとしており、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、当該事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない上、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については、申立て事業所とは異なる別の事業所における雇用保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立人は、当該事業所に時間給のアルバイトとして勤務したとしていところ、事業主からは、「申立期間当時、アルバイトは厚生年金保険に加入させておらず、保険料を控除していなかった。昭和 60 年 3 月ごろ、社会保険事務所からアルバイトを厚生年金保険に加入させるよう指導があり、そのころから長期間勤務（1年以上勤務）のアルバイトについて、厚生年金保険に加入させるようになった。」との回答があった。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚 24 人に照会し、このうち

15 人から回答を得たが、申立人と同じ時間給のアルバイト勤務であったとする者は確認できず、これは先述の事業主の回答と符合する。

その上、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和 32 年 11 月 12 日から同年 12 月 31 日までの期間について、E 社における厚生年金保険の被保険者として記録が確認できるが、E 社は、38 年 1 月に A 社と吸収合併し、A 社 B 工場として事業を継続していることから、申立人が E 社における勤務を A 社 B 工場における勤務として混同している可能性も否定できない。

なお、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 1 月 1 日まで

申立期間は、A社の代表取締役として勤務し、月額 50 万円の役員報酬を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 15 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 10 月 16 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（50 万円）が、13 年 10 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

申立人は、社会保険関係の事務は取締役である申立人の妻が担当しており、会社印は申立人の妻が管理していたと供述しているが、i) 申立人は当該事業所の代表取締役であること、ii) 社会保険事務所から提出のあった当該事業所に係る厚生年金保険料滞納処分票（写し）により、当該事業所が平成 13 年 5 月から厚生年金保険料を滞納しており、同処分票の事跡欄に、申立人から滞納保険料の整理方法についての相談があった旨の記載、申立人の妻が滞納保険料の解消に向けて申立人と協議する旨の記載、申立人の妻が滞納保険料に関する社会保険事務所の意向を申立人に伝える旨の記載、及び納入計画書の作成に関する記載があること、iii) 申立人の妻から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（副）（写し）によると、15 年 10 月 16 日付けで申立人の標準報酬月額を 9 万 8,000 円に決定する旨の通知があり、申立人の妻はこのことを申立人に事後報告したと供述していることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変

更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1330

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 28 年 3 月 8 日、高校卒業と同時に同級生の父が経営する A 社に勤め、同年 4 月 1 日から正式採用された。
当該事業所における厚生年金保険の加入期間は、昭和 28 年 8 月だけしか確認できないが、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった厚生年金保険被保険者名簿（写し）によると、申立人は、昭和 28 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得、同年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失と記載されていることが確認でき、これは社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致している。

また、当該事業所では、「申立期間当時の資料は厚生年金保険被保険者名簿しかなく、申立人が申立期間に当社において勤務していたか否か不明である。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している二人の同僚のうち、一人は、前記の厚生年金保険被保険者名簿（写し）に記載がなく、社会保険事務所の記録にも当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、申立人が 1 か月ぐらい一緒に勤務した記憶があるとしている他の一人は「自分は昭和 28 年 4 月に A 社に入社して、同年 7 月 31 日まで勤務した。申立人とは高校の同級生であったため、高校の時のことは憶えているが、当該事業所で一緒に勤務した記憶は無い。」と供述しているところ、当該同僚は、社会保険事務所の記録から、当該事業所において申立人と同じ昭和 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで厚生

年金保険に加入していたことが確認できる。また、社会保険事務所の記録から、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚等のうち、所在が確認できた8人に照会したところ、4人から回答があったが、いずれも「申立人の記憶は無い。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務の状況が確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1331

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から同年 11 月まで
② 昭和 35 年 4 月から同年 11 月まで

昭和 33 年 4 月から 3 年間、毎年 4 月から 11 月まで A 市 B 部 C 課の臨時職員として勤務したが、34 年の 8 か月だけ厚生年金保険の加入期間になっている。

昭和 36 年から A 市 D 職員となり、60 歳で定年退職をしたが、退職手当金税額計算書の勤続年数は 40 年となっており、同市の D 職員であった 38 年間と申立期間を含む 2 年間の勤続年数に含まれているので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 市から提出のあった申立人に係る履歴書（写し）によると、申立人は「昭和 33 年 4 月から 34 年 3 月まで E 社 A 支局勤務」と記載されており、申立期間①においては A 市 B 部 C 課に勤務していなかったことがうかがえる。

これに対し、申立人は「この記録は間違いで、個人事業所であった E 社 A 支局（その後 F 社に名称変更）に勤務したのは昭和 32 年 6 月から 33 年 3 月までである。」と主張しているが、A 市では「申立人に係る履歴書は、採用当時、申立人から提出のあった履歴書の記載内容をそのまま転記したはずである。」と回答しているとともに、社会保険事務所の記録から F 社は昭和 34 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人も同日から同年 4 月 1 日までの期間、同社において厚生年金保険の加入記録があることから、申立期間①に係る A 市が保管する履歴書の記載内容は間違いであるとする申立人の主張を認めることはできない。

なお、F社は、平成元年12月6日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により確認できた同社の申立期間当時の代表取締役が申立人の申立期間①における勤務実態等について照会したが回答を得られなかったため、同社における申立人の勤務実態について確認することはできなかった。

また、A市では、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等の状況について、当時の資料は保存期間満了による廃棄のため不明としていることから、申立人の申立期間①におけるこれらの状況を確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚6人のうち、所在が特定できた3人のうち唯一回答があった一人（昭和31年5月1日から31年12月1日までの期間及び32年5月1日から36年4月1日までの期間、当該事業所において厚生年金保険の加入記録があり、その後、この記録は共済組合の組合員期間に移管されている。）は、申立人について「温厚で両申立期間とも一緒に勤務していた。」と供述しているが、再度の確認に対し「申立人と連絡を取り合って回答したが、申立期間のことは明確に記憶していない。」と供述している。

加えて、当該事業所において、昭和31年7月1日から36年4月1日まで途切れることなく厚生年金保険の加入記録がある同僚（その後、A市の職員となり、厚生年金保険の加入記録は共済組合の組合員期間に移管されている。）及び申立期間にA市の職員であった者の合計二人は、「申立人のことは分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①における勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、A市から提出のあった前述1の履歴書（写し）の記載内容により、申立人は、昭和34年4月から35年11月まで当該事業所に臨時職員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は昭和36年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、34年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格取得した者（整理番号*番）を最後にその後の資格取得者の記録は無く、同名簿において、申立期間②の35年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できない（申立人の整理番号は*番で、昭和34年4月14日取得、同年12月1日喪失となっている。なお、申立人は、整理番号*番以外で資格取得した形跡は見られない。）。

また、前述1の当該事業所において、昭和31年7月1日から36年4月1日まで途切れることなく厚生年金保険の加入記録がある同僚及び申立期間にA市の職員であった者の合計二人は、いずれも「昭和35年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者がいない理由は分からないが、当該事業所では、毎年春には数人の臨時職員を採用していた。申立人がその時、臨時職員として採用されていたか否かは分からない。」と供述していることから、当該事業所では、何らかの理由により、35年4月以降に採用した臨時職員に対する厚生年金保険の適用について変更を行い、その結果、同年同月以降に採用した臨時職員については厚生年金保険の加入手続を行わなかったことが考えられる。

さらに、A市では、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等の状況について、当時の資料は保存期間満了による廃棄のため不明としていることから、申立人の申立期間②におけるこれらの状況を確認することはできない。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに対する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は「両申立期間が自分の勤続年数に含まれ、その期間が退職手当金税額計算書の退職所得控除額の基となる勤続年数40年に反映されているはずである。」と申し立てているとともに、「A市が保管している自分の履歴書で、昭和34年4月から35年11月まで連続してA市役所B部C課に勤務したとする記録は間違いであり、冬場は勤務していない。」と主張しているが、A市では「2年間の加算については、本市職員であった昭和36年4月1日から平成11年3月31日までの期間（38年0か月）に、本市採用前に臨時職員として従事していた昭和34年4月から35年11月までの期間（1年8か月）を加算し、端数を切り上げた40年で退職所得控除額を計算している。この臨時職員としての勤務期間は、採用当時、申立人から提出された履歴書に記載された内容をそのまま転記したはずである。」と回答していること、及びほかに申立人の主張を確認できる具体的な資料が見当たらないことから、申立人の主張を認めることはできない。